

新型コロナの影響で売上が一定割合減少した事業者の方は

固定資産税(都市計画税)が**軽減**されます!!

令和2年4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」が成立・施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、固定資産税及び都市計画税の軽減措置が行われます。

今回の軽減措置のポイントをQ&A形式でまとめてみました。現状の厳しい経営環境の中、是非、この有利な制度の活用をご検討ください。

Q1 今回の軽減措置とはどのようなものですか？

A1 新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者が特例の申告を行うことで、令和3年度分の事業用家屋及び償却資産の固定資産税(都市計画税)の課税標準額を2分の1または全額軽減されるというものです。

なお、居住用家屋及び土地は軽減措置の対象外ですのでご注意ください。

Q2 私は軽減措置を受けられる事業者に該当しますか？

A2 固定資産税等の課税標準の軽減措置の適用を受けられる事業者は、①令和2年2月から10月までの間の任意の連続する3か月の事業収入が前年の同期間より30%以上減少した、②資本金1億円以下の法人若しくは従業員1,000人以下の個人事業者とされています。

Q3 事業収入の減少割合で軽減割合はどう変わりますか？

A3 令和2年2月から10月までの間の任意の連続する3か月の事業収入と前年の同期間を比較した事業収入の減少割合により、次表のとおり軽減されます。

減少割合	軽減割合
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上	全額

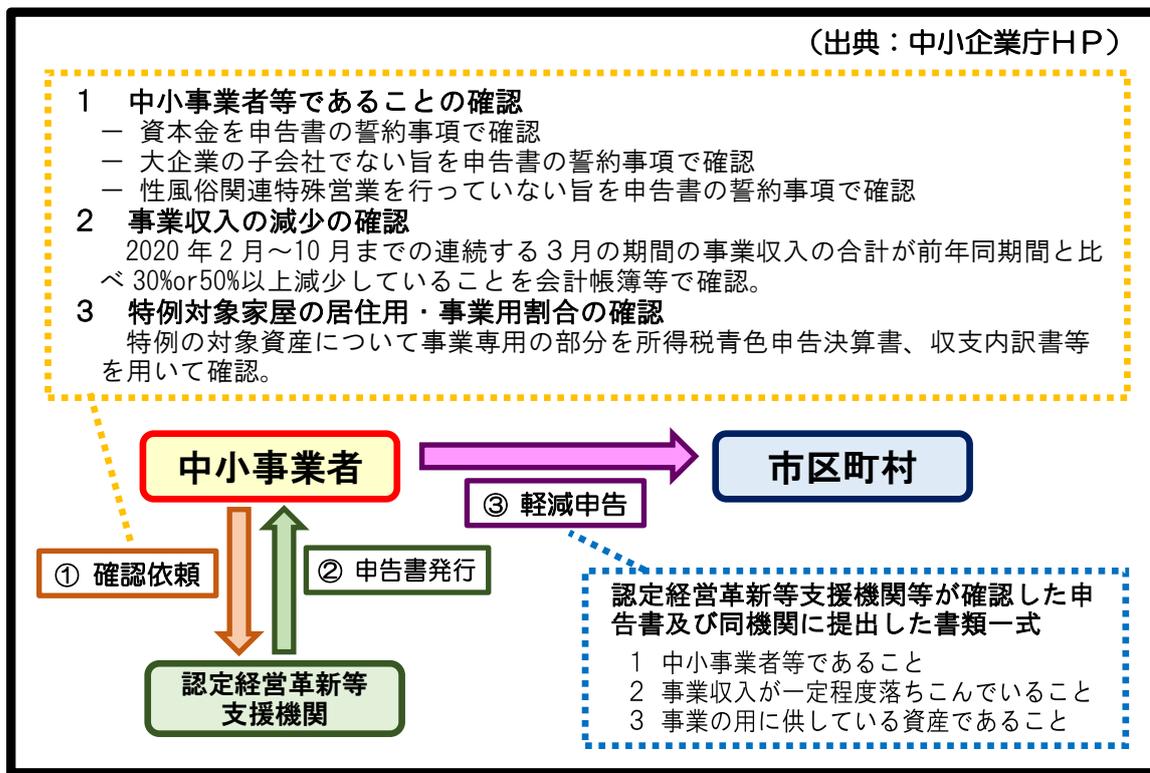
Q4 申告はいつまでに行うのですか？

A4 固定資産税等の課税標準の軽減措置の特例の申告は、令和3年1月4日(月)から令和3年2月1日(月)までに令和3年度償却資産申告書と併せて提出して行います。

なお、申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますのでご注意ください。

Q5 申告までに手続きはどのようになっていますか？

A5 法人を例にすると、申告は概ね下図のような流れで行うこととされています。また、個人事業者の方も、法人と同様の流れで行うこととなります。



Q6 特例の申告の際に提出する書類はありますか？

A6 申告に当たっては、次の書類が必要とされています。

《必ず提出する書類》

- ① 特例申告書（認定経営革新等支援機関が記名・押印したもの）
- ② 特例対象資産一覧（償却資産については償却資産申告書）
- ③ 収入が減少したことを証する書類
- ④ 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類の写し

※ ①の特例申告書は、認定経営革新等支援機関の業務として作成いたしますので、別途費用がかかる場合がございます。担当者にご確認をお願いいたします。

《収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合に提出する書類》

3ヶ月分以上の賃料を猶予した金額や期間等を確認できる書類

Q7 他に申告に当たって注意する点がありますか？

A7 今回の軽減措置は、令和3年度分の固定資産税等に限り行われる措置であることをご承知おきください。

また、支店や店舗等が複数の市区町村にある場合は、各市区町村ごとに申告を行う必要がありますのでご注意ください。



ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当者にお尋ねください!!

